



2019年5月7日

各位

会社名 株式会社ジョイフル本田
代表者名 代表取締役社長 矢口幸夫
(コード番号 3191 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 吉原悟郎
(電話番号 029-822-2215)

執行役員制度の一部変更（役付執行役員制度の導入）に関するお知らせ

当社は、2019年5月2日の取締役会において、下記のとおり、同日付で執行役員制度を一部変更し、役付執行役員制度を導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度一部変更（役付執行役員制度の導入）の目的

当社では、コーポレート・ガバナンス強化及び取締役会の監督機能と執行機能の分離を図るため、従来より執行役員制度を導入しております。取締役会は主にガバナンスを担い、執行権限を執行役員に委譲することにより、経営の機動性を高めてまいりました。

今回、当社では、業務執行機能の更なる強化を目的として「役付執行役員制度」を導入いたします。執行役員は、取締役会が決定した経営方針に基づく業務執行権限を委譲され、取締役の監督のもとで経営方針に従い、業務執行に当たります。

2. 変更後の執行役員制度の概要

- (1) 執行役員の選任・解任は、指名委員会の諮問を経て、取締役会決議にて決定します。
- (2) 執行役員の役位は、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、執行役員の4種類とします。
- (3) 社外取締役を除く取締役は執行役員を兼ねることができるものとします。
- (4) 執行役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

以上